

【質問に対する回答】

No.	質問	回答
1	「公募設置等指針等説明会 参加申込書（様式集－1）」に、「本事業に応募する者は、必ず説明会に参加すること」と記載があるが、「公募設置等指針」には説明会への参加が必須との記載はない。本事業への応募にあたり、説明会への参加は必須か。	本事業への応募にあたり、説明会への参加は必須条件ではありません。なお「様式集－1」について修正しております。（令和7年9月12日時点）